

子ども・子育て支援の推進

「ひょうご子ども・子育て未来プラン」で目標に掲げる年間4.4万人の出生数及び平成32年の合計特殊出生率1.57を達成するため、以下の6つの柱のもと、施策を展開する。

特に、出会い支援や保育人材確保、放課後対策などでさらなる事業拡充を図るほか、保育料軽減や青少年のインターネット利用に関する基準づくりなどで新たな取組を進める。

I 若者の自立支援による未来の親づくり

1 若者の経済的自立と社会参画の促進

- (1) (拡) 大学生インターンシップ推進事業 (産業労働部) 【19,002 千円】
 技術力・成長力のある県内中小企業の魅力の理解を促すため、関係機関による人材確保方策の検討やセミナー等を実施するとともに、実際の企業で体験実習を行うインターンシップ事業を H28 年度から受入企業を拡大して実施し、学生と県内企業のマッチングを促進
- (2) 若者しごと倶楽部の設置・運営 (産業労働部) 【13,640 千円】
 厳しい雇用環境に置かれた若年求職者等に対し、アドバイザーによる職業相談、相談員によるカウンセリングや就職までのきめ細かな支援を行うワンストップサービスを提供
- (3) ふるさと人材確保応援事業 (産業労働部) 【6,186 千円】
 中長期的に人口減少が見込まれる 5 地域 (北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路) に地域人材確保コーディネーターを配置し、ハローワークと連携した就職面接会等の開催や企業情報誌等の作成を実施
- (4) ふるさとづくり青年隊 (健康福祉部) 【12,627 千円】
 [平成27年度 2 月経済対策補正]
 地元青年と地域外の青年 (公募) からなる「ふるさとづくり青年隊」が、地域団体等と連携して、地域の活性化や課題解決に取り組むことを通じて、若者のふるさと意識を高め、将来の地域づくりの核となる人材を育成
- (5) ニート就労支援ネットワーク事業 (産業労働部) 【1,354 千円】
 ニート支援に関係する各機関とネットワークを構築し、情報交換や支援に関する課題検討等を行い、ニートの職業的自立を支援

(6) コミュニティ・ビジネス等総合支援事業（産業労働部） 【56,003 千円】

- ① 地域社会貢献と生きがいある働き方を目指す者のコミュニティ・ビジネス等での起業・就業を総合的に支援し、活力ある地域社会づくりと新たな働き方の創出を図るため、県内6ヵ所に生きがいしごとサポートセンターを設置
- ② コミュニティ・ビジネスを起業しようとする団体に対して事業の立ち上がり経費を補助

2 ライフプラン教育の実施

(1) 大学等における子育て支援の促進（健康福祉部） 【3,905 千円】

大学・短期大学が運営する子育て親子の交流スペース等における学生の子育て支援活動等を促進することで、学生が結婚、子育てといった自らのライフプランや、地域での子育てについて主体的に考える機会を創出

- 県民向け少子対策、子育て支援関連事業の開催支援
- 子育て支援に取り組む大学連携によるシンポジウム等開催
- 子育て支援事業への大学生の参画促進

(2) キャリア教育の推進（教育委員会） 【2,219 千円】

キャリアノートを活用して、小・中・高等学校が連携し、子どもたちの成長や変容を捉え、発達段階に応じ、将来社会の中で自立するために必要な能力を育成するキャリア教育を実施

3 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進

(1) 悩みを抱える妊婦等の孤立防止対策（健康福祉部） 【3,107 千円】

思いがけない妊娠等によるリスクを軽減するため、若年代から妊娠・出産に関する正しい知識を身につけるよう普及啓発を行うとともに、ネットワーク会議で思春期保健関係者が地域課題や対策を検討することにより、県民のライフプランニングを推進し、健やかな妊娠・出産を支援する体制を強化

- 思春期保健対策～ライフプランを考える啓発プロジェクトの実施～
- ピアサポートルームの開設
- 地域思春期保健関係者によるネットワーク会議の開催

4 子どもの生きる力の育成

(1) こどもの館の運営（健康福祉部） 【127,012 千円】

遊びや創作活動を通じて、子どもたちの健やかな成長を支援するとともに、子育て支援機関や団体の活動の全県中核拠点として、多彩な事業を展開

- (2) (新) こどもの館子育てふれあい事業 (健康福祉部) 【3,367 千円】
地域全体で子どもを育てる環境づくりを推進するため、高校生や特別支援学校生等が参加し、世代や地域を越えて交流する多様な体験を実施
- (3) (新) 市町スクールソーシャルワーカー配置補助 (教育委員会) 【23,616 千円】
児童虐待、いじめ、不登校、暴力行為などの背景にある児童生徒の置かれた様々な環境の問題により、学校だけでは解決困難なケースについて、関係機関との連携・調整や児童生徒の置かれた環境への働きかけ等により早期の解決を図るため、市町のスクールソーシャルワーカー配置を促進
○配置数 72 中学校区 (政令市・中核市を除く)
○事業経費 県 1/3 市町 2/3
- (4) (拡) 体力アップひょうごサポート事業 (教育委員会) 【5,828 千円】
小学生の体力・運動能力の向上を図るため、小学校のニーズに応じた体力アップサポーターを派遣し、体育授業や学校教育活動における体育・スポーツ活動の支援及び、体力・運動能力の現状・課題の分析と検討
○派遣人数 平成 28 年度 70 人 (平成 27 年度より 20 名の派遣人数増)
- (5) (拡) 総合的な消費者教育の推進 (企画県民部) 【10,980 千円】
高校生等を対象とした金融リテラシー習得にかかる講座や、特別支援学校・高校等への出前講座、高等学校における消費者教育モデル、平成 27 年度までに大学連携による消費者教育モデル事業で養成したくらしのヤングクリエイターを活用した大学生による大学生のための消費者教育推進事業など、次世代向けの消費者教育を総合的に推進
平成 27 年度 大学連携による消費者教育推進モデル事業
平成 28 年度 高等学校における消費者教育モデル授業
大学生による大学生のための消費者教育推進事業
- (6) (拡) スクールカウンセラー配置事業 (教育委員会) 【454,968 千円】
いじめ、暴力行為、不登校等の児童生徒の問題行動等に適切に対応するため、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを公立小・中学校に配置し、児童生徒・保護者の心の相談等を実施
○配置校数 小学校：120 校 (平成 27 年度より 7 校増)
中学校：全校配置 (政令市を除く)
○派遣時間 年間 210 時間

- (7) 「ひょうごっ子・ふるさと塾」事業（健康福祉部） **【6,500 千円】**
 青少年のふるさと意識を醸成するため、身近な地域での社会体験や豊かな自然に触れる体験を提供する取組を支援
 ○ふるさと意識醸成への取組支援
- ・ 青少年活動型
 補助要件：団体会員以外の参加者が 5 割以上参加して実施する体験又は交流事業 等
 補助額：250 千円以内/件
 予定件数：25 団体
 - ・ 地域一体型
 補助要件：青少年（小学生～高校生）が半数以上参加して実施する体験又は交流事業 等
 補助額：250 千円以内/件
 予定件数：20 件
- ※ 別途 55 件程度は、ふるさとづくり推進費で助成
- (8) 兵庫版道徳教育副読本の配布（教育委員会） **【17,100 千円】**
 兵庫ゆかりの人物など地域の特性を生かした「兵庫版道徳教育副読本」について、「道徳の時間」等での学びのほか、家庭においても活用できるよう小・中学校、特別支援学校（小・中学部）の児童生徒個人に配布
- (9) 道徳教育推進事業の実施（教育委員会） **【6,540 千円】**
 児童生徒の豊かな情操や規範意識、他者への思いやりなどの道徳性を育成するため、学校・家庭・地域が連携した道徳教育を全県的に推進
 ○推進地域：10 地域
- (10) 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」の実施（教育委員会） **【190,222 千円】**
 地域や自然の中で生徒の主体性を尊重した様々な社会体験活動を、家庭・地域社会との連携のもと実施
 ○対 象 全公立中学校・中等教育学校 2 年生
 公立特別支援学校中学部 2 年生
 ○期 間 6 月又は 11 月を中心とする 1 週間
- (11) 学校教育活動全体で行う食育の推進（教育委員会） **【6,757 千円】**
 教職員用手引書「学校における食育実践プログラム（改訂版）」や実践事例を掲載した「食育ハンドブック」等を活用し、学校教育活動全体を通じた食育を推進

- (12) 県立神出学園の運営（健康福祉部） 【83,317 千円】
共同生活や人・地域とふれあう体験を通じて、自らの進路を見出すことができるよう青少年を支援
○対象者：義務教育を修了した 23 歳未満の自分の生き方や進路発見を希望する男女
○設置場所：神戸市西区
○定員：80 人
- (13) 県立山の学校の運営（健康福祉部） 【37,236 千円】
森林に囲まれた環境の中で、共同生活並びに人や地域とふれあう体験を通じて、自らの進路を見出すことができるよう支援
○対象者：義務教育を修了した 15 歳から 21 歳未満の自分の生き方や進路発見を希望する男子
○設置場所：宍粟市山崎町
○定員：20 人
- (14) 兵庫県いじめ対応ネットワーク会議の開催（教育委員会） 【1,146 千円】
県、教育事務所、市町、学校、ひょうごっ子悩み相談センター、関係機関が一体となっていじめの未然防止、早期発見・早期解決を図るための全県的、地域的な連携体制を強化
- (15) 学校支援チームの設置（教育委員会） 【77,389 千円】
各教育事務所に学校支援チームを配置し、学校だけでは解決困難な事案等に対応するため、関係機関と連携し、専門的・多面的な支援を実施
○職員体制：学校関係 0B、警察関係 0B、スクールソーシャルワーカー、精神科医等
- (16) 兵庫ひきこもり相談支援センターの運営（健康福祉部） 【13,507 千円】
ひきこもりの長期化等への対応を図るため、全年齢を対象とした兵庫ひきこもり相談支援センターにおいて、訪問支援等、アウトリーチ型支援を展開
○兵庫ひきこもり相談支援センターの運営
・全県対象
電話相談（週 5 日）、来所相談（予約制、県立神出学園）
・地域ブランチにおける支援（地域支援団体等に委託）
訪問支援や地域相談会を県内 5 地域（阪神・播磨・但馬・丹波・淡路）で実施
○地域連携ネットワーク事業の実施
地域ブランチを拠点に、こども家庭センターや健康福祉事務所等とひきこもりの地域支援ネットワークを構築

(17) 子どもの冒険ひろば事業の推進（健康福祉部） 【24,618千円】

地域ぐるみの子育てを推進するため、身近な地域の大人が子どもたちを見守り、安心して自由に遊べる場づくりを推進

- 助成団体数：50 団体程度
- 助 成 額：400 千円/団体（上限）

(18) 青少年団体活動の促進助成事業（健康福祉部） 【8,898千円】

県内全域を活動範囲としている青少年団体の活動の活性化を図り、青少年が多様な体験活動を行う機会を増加

(19) 子ども伝統文化わくわく体験教室（企画県民部） 【6,280千円】

県域文化団体が講師を派遣し、学校において子どもたちが生活に根づいた伝統文化を体験する事業を支援

- 対 象：小・中・高 45 校
- 対象事業：いけばな・茶道・書道・邦楽・能楽 等

(20) 環境体験事業（教育委員会） 【91,293千円】

生涯にわたる人間形成の基礎がつけられる小学校低学年において、自然に対する畏敬の念をはじめ、命の大切さ、命のつながり、美しさに感動する豊かな心を身につけさせるとともに、ふるさと意識を育むため、地域の自然にふれあう体験型環境学習を実施

- 対 象 全公立小学校3年生（757校）
- 実施回数 年間3回以上

(21) 自然学校の推進（教育委員会）

① 自然学校推進事業 【391,700千円】

豊かな自然の中で人や自然とふれあう様々な活動を実施することで、心身ともに調和のとれた子どもを育成

- 対 象 全公立小学校5年生(754校)
- 期 間 4泊5日以上

② 南但馬自然学校の維持運営 【58,521千円】

- 自然学校の場の提供
- 体験活動指導者研修の実施
- 自然学校等のプログラム調査研究及び情報提供

5 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- (1) (拡) 青少年のインターネット依存防止対策の推進 (健康福祉部) 【1,275 千円】
青少年愛護条例を改正し、青少年のインターネットの利用に関する基準づくりの支援についての努力義務を新たに定めることに伴い、条例解説書や啓発チラシを作成し改正内容の周知に努め、当該条例の適正な運用を推進
- (2) (新) インターネット利用に関する基準づくり支援事業 (健康福祉部) 【11,688 千円】
青少年愛護条例を改正し、青少年のインターネットの利用に関する基準づくりの支援についての努力義務を新たに定めることに伴い、小学校等における基準づくりを市町と連携して支援
- 対象経費 小学校に通学する児童がインターネットの利用に関する基準づくりを行うことを支援するための事業を実施するために必要な経費
 - 事業例 学習会の実施、保護者へ配布するリーフレットの作成 等
 - 補助額 1校当たり上限 30 千円×小学校数 (758 校)
 - 負担割合 県 1/2、市町 1/2
- (3) 青少年を守り育てる県民スクラム運動 (健康福祉部) 【897 千円】
地域、学校、行政、保護者等が一体となり、青少年の健全育成に対する県民意識の高揚を図り、青少年及び大人自身の規範意識を醸成
- 青少年育成スクラム会議
関係機関、団体、業界の参画により、少年非行への対応等について協議
 - 地域における教育機能の充実
大人自身が社会のルールを守り、モラルの向上を図るためのキャンペーン
 - 地域ぐるみの実践活動の推進
補導委員等を対象に、補導活動の実践活動に役立てるための研修会を開催
- (4) 薬物乱用防止対策啓発事業 (健康福祉部) 【1,275 千円】
薬物乱用防止対策を総合的に推進するため、関係機関との緊密な連携の下、薬物乱用を許さない社会づくりを推進し、特に若年層を中心に薬物乱用の恐ろしさを訴えるため、薬物乱用防止指導員協議会が行う啓発活動を支援
- (5) 危険ドラッグ対策事業 (健康福祉部) 【6,773 千円】
平成 26 年に制定した「薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、危険ドラッグ店舗等の取り締まりを強化するとともに、啓発活動を強化

Ⅱ 結婚・妊娠・出産への切れ目のない支援

1 出会い・結婚支援

(1) (拡) 出会い・結婚支援事業の推進 (企画県民部) 【108,108 千円】

[平成27年度 2 月経済対策補正 27,000 千円]

少子化の大きな要因の一つである未婚化・晩婚化の進行に対する取組として、社会全体で結婚を支援するため、出会いイベント・個別お見合い紹介等を通じて独身男女の出会い・結婚を支援

○個別お見合い紹介事業の実施

県内10か所の地域出会いサポートセンターにおいて、1対1の個別お見合いを希望する独身男女の引き合わせ等を実施

・会員数 4,845人 (平成28年2月現在)

・登録料 5,000円/年

※平成27年11月要件緩和

県外在住者が会員登録を行う場合の要件としていた県内在住者等からの紹介状を廃止

○出会いイベント

登録した団体会員・個人会員等を対象としたイベントを実施

・会員数 団体会員165団体、協賛団体191団体、個人会員10,232人
(平成28年2月現在)

○(新) マッチングシステムの改修[平成27年度 2 月経済対策補正]

ビッグデータを活用した個別お見合い紹介機能等を導入し、成婚数の増加を推進

○(新) 市町との連携

出会いサポート市町窓口の設置等、出会い支援事業について、市町と連携した事業を展開

○このとり大使の支援

・このとり大使による縁結び交流会の実施

・出会いイベント等における個別お見合い会員登録の斡旋

(2) UJI ターン出会いサポート東京センター事業の推進（企画県民部）

【16,900 千円】

県内へのUJI ターンの増加を図るため、「ひょうご出会いサポート東京センター」を拠点とし、県内と関東近郊在住の独身男女の結婚を支援し、関東近郊在住者の本県への移住を促進

○ひょうご出会いサポート東京センター

- ・ 設置場所 パソナグループ本部ビル地下1階
 - ・ 開 所 日 週4日（火、水、金、土）
 - ・ 時 間 平日10:00～18:30、土曜10:00～17:30
 - ・ 業務内容 会員登録・閲覧、個別お見合いの実施、広報活動 等
 - ・ 会員要件 20歳以上の独身者（兵庫県への移住に興味のある方）
- ※平成27年11月要件緩和

県外在住者が会員登録を行う場合の要件としていた
県内在住者等からの紹介状を廃止

(3) (新) 結婚に伴う新生活支援事業（健康福祉部）

【46,251千円】

経済的理由で結婚に踏み出せない低所得者を対象に、結婚に伴う新生活を経済的に支援する施策を新たに開始した市町に対して補助を実施

- 実施主体 市町
- 基準額 180千円（1件）
- 補助率 県3/4、市町1/4

2 不妊に悩む方への支援の充実

(1) (新) 不育症治療支援事業（健康福祉部）

【7,750 千円】

認知度が低く、経済的な負担が大きい不育症の早期受診・治療の促進及び経済的負担の軽減を図り、出生数の増加を目指すため、助成を実施。また、不育症に対する理解を促進するため、普及啓発を実施。

- 実施方法 事業を実施する市町への補助（政令市・中核市含む）
- 補助率 県1/2、市町1/2
- 助成要件
 - ・ 対象者 法律上婚姻している夫婦
妻の年齢が43歳未満（特定不妊治療助成並）
 - ・ 所得制限 夫婦合算した前年の所得額400万円未満
 - ・ 対象経費 医療機関で受けた保険適用外の不育症の検査や治療費
 - ・ 助成額 検査・治療費の1/2

(2) (拡) 特定不妊治療費助成事業 (健康福祉部)

【478,142 千円】

＜国制度 (435,992 千円) [平成 27 年度 2 月経済対策補正 6,000 千円]＞

不妊治療にかかる経済的負担の軽減を図るため、保険適用外の特定不妊治療費に対し助成

- 対象者 法律上婚姻している夫婦で体外受精又は顕微授精を受けた者
- 所得制限 夫婦合算した前年の所得額が 730 万円未満
- 対象経費 指定医療機関で受けた保険適用外の特定不妊治療費
- 助成額 上限 150 千円/回
(凍結胚移植(採卵を伴わないもの)等の場合：上限 75 千円/回)

[平成 27 年度 2 月経済対策補正]

＜特定不妊治療費助成の拡充 (初回治療)＞

初回の治療に限り、助成上限額を 150 千円→300 千円に拡充

- 対象者 特定不妊治療費助成対象者 (凍結胚移植 (採卵を伴わないもの) 等を除く) のうち、初回治療を行う者
- 助成額 上限 300 千円/回

＜特定不妊治療費助成の拡充 (男性不妊治療)＞

特定不妊治療に至る過程の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術に対し助成

- 対象者 特定不妊治療費助成対象者 (凍結胚移植 (採卵を伴わないもの) 等を除く) のうち、男性不妊治療を行う者
- 対象経費 保険適用外の男性不妊治療費
- 助成額 上限 150 千円/回

＜県単独追加助成 (42,150 千円)＞

相対的に所得が低い若い世代から、早期の治療開始につなげるために追加助成を実施

- 対象者 特定不妊治療費助成対象者のうち、排卵から胚移植までの一連の治療を行う者 (初回治療時は除く)
- 所得制限 夫婦合算した前年の所得額が 400 万円未満
- 助成内容 上限 50 千円/回

《表》 特定不妊治療費助成一覧

区 分	国 制 度			県単独追加助成
	既 存	拡 充 (H27経済対策補正)		
		初回治療	男性不妊治療	
助 成 額 (1回につき)	上限150千円 〔凍結胚移植(採卵を伴わないもの)等の場合：75千円〕	上限300千円 〔凍結胚移植等を除く〕	上限150千円 〔凍結胚移植等を除く〕	上限50千円 〔排卵から胚移植までの一連の治療を行う者(初回治療時は除く)〕
年 齢	初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が43歳未満			
通 算 助成回数	40歳未満 : 6回まで 40歳以上43歳未満 : 3回まで			制限なし
所得制限	夫婦合算した前年の所得額が730万円未満			夫婦合算した前年の所得額が400万円未満

(3) 不妊専門相談事業 (健康福祉部)

【2,506千円】

不妊治療に関する相談に加え、思春期の性感染症による不妊予防や不妊治療後の課題、不育症、男性不妊等、幅広く対応できる相談事業を実施

○不妊・不育専門相談

- | | | | |
|------|-------------------------|----|--------|
| 電話相談 | 毎月第1、3土曜日 (10:00~16:00) | 担当 | 助産師 |
| 面接相談 | 第2土曜日 (14:00~17:00) | 担当 | 助産師 |
| | 第1火曜日 (14:00~15:00) | 担当 | 産婦人科医師 |
| | (5月、8月、1月を除く) | | |
| | 第4水曜日 (14:00~17:00) | 担当 | 産婦人科医師 |
| | (5月、8月、1月を除く) | | |

○男性不妊専門相談

- | | | | |
|------|-----------------------|----|--------|
| 面接相談 | 毎月第1水曜日 (14:00~17:00) | 担当 | 泌尿器科医師 |
|------|-----------------------|----|--------|

○実施場所：県立男女共同参画センター他

3 妊産婦・乳幼児に関する保健・医療体制の充実

- (1) (拡) 悩みを抱える妊婦等の孤立防止対策 (健康福祉部) **【1,847 千円】**
若年妊婦をはじめ思いがけない妊娠などにより、妊娠に悩む者への相談体制を強化するとともに、出産・育児に悩む妊産婦の課題について、関係機関が共通認識し、連携の強化を図ることにより、妊娠期から育児期にわたる継続した支援体制を構築
○思いがけない妊娠SOS(電話・メール相談)
・実施団体：兵庫県助産師会
・実施日時：月曜日・金曜日 10:00～16:00
○妊娠・出産包括支援推進事業
・妊娠・出産包括支援研修会の開催
・妊娠・出産包括支援連絡会議の開催 (H28 年度より実施)
- (2) 周産期母子医療センター運営費補助事業 (健康福祉部) **【202,964 千円】**
周産期母子医療センターの運営費の一部を助成することにより、診療機能の充実や、医師・看護師等の確保や処遇改善等を行い、周産期母子医療センターの体制を強化させ、県民が安心してお産ができる医療体制を整備
- (3) 周産期医療協力病院支援事業 (健康福祉部) **【21,000 千円】**
県が認定した「兵庫県周産期医療システムにおける協力病院」に対し、病院の運営に必要な経費の補助を行うことで、協力病院を確保し、周産期医療体制を維持・強化
○協力病院数：21
- (4) 産科医等育成・確保支援事業 (健康福祉部) **【51,600 千円】**
分娩手当等または研修医手当等を支給する分娩施設に対して財政支援を行うことにより、産科医等の処遇を改善しその確保を図り、県民が安心してお産できる産科医療体制を確保
- (5) 女性医師等再就業支援研修事業 (健康福祉部) **【7,500 千円】**
結婚・出産・介護等で離職・退職した女性医師等を対象に、診療現場を研修フィールドとして設定し、ブランクやスキルに合わせた研修を実施するとともに、大学病院を中心にした臨床研修や学術研究等にかかる復職支援プログラムを実施することで、女性医師等のスムーズな復帰を実現
○実施団体：県医師会、神戸大学病院
- (6) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) (健康福祉部) **【50,498 千円】**
生後4ヶ月までの乳児のいる全家庭を訪問し、養育環境及び母子の状況を把握、養育についての相談に応じ助言や子育て支援情報等を提供するとともに、必要に応じて関係機関との連絡調整を実施

- (7) 養育支援訪問事業（健康福祉部） **【23,838 千円】**
保護者の養育を支援することが特に必要と認められる場合や、保護者に監護させることが不相当であると認められる場合などに、必要な相談、指導、助言等を行うことにより、家庭での養育が適切に行われるよう支援
- (8) 小児救急医療相談体制の整備（健康福祉部） **【63,942 千円】**
家族からの電話相談を受け、受診の必要性や応急処置をアドバイスするとともに、症状に応じ適切な医療機関の紹介を行う相談体制を整備
○県下全域を対象とした小児救急医療相談（＃8000）の実施
○地域における相談窓口の設置
- (9) 小児慢性特定疾病医療費助成制度（健康福祉部） **【435,307 千円】**
小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成し、患児及び家族の負担を軽減
- (10) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（健康福祉部） **【435 千円】**
慢性的な疾病により長期にわたり療養を必要とし、多様な悩みや不安等を抱える小児慢性特定疾病患者の健全育成及び自立を支援
○地域における小児慢性特定疾病児童等の支援の内容について関係者が協議する地域支援協議会を運営
- (11) 食で育む元気ひょうご推進事業（健康福祉部） **【1,220 千円】**
行政と地域の食育関係者とのパートナーシップの形成を促進するなど、地域における食育推進体制の強化を図るとともに、若い世代の食育力の強化や未来を担う子どもたちの食育を推進
- (12) 医科歯科連携による妊産婦の口腔マネジメント促進事業（健康福祉部） **【2,177 千円】**
市町の妊婦歯科健診の実施を支援・促進するため、27 年度に実施した妊産婦の歯科健診受診状況等に関するアンケート結果をまとめ、妊婦歯科健診マニュアルを作成し、妊婦歯科健診未実施の地域において、自宅や職場の近隣歯科診療所で受診できる体制を検討

(13) 受動喫煙対策等推進事業（健康福祉部） 【6,791 千円】

喫煙による健康被害の防止を啓発するとともに、大人に比べてたばこの有害物質の影響を受けやすい子どもや、妊婦の受動喫煙防止等について理解を促すほか、受動喫煙対策に関する相談支援と啓発を実施するなど、受動喫煙のない快適な生活環境づくりを推進

Ⅲ 就学前の教育・保育と子育て支援

1 認定こども園、幼稚園、保育所の充実

(1) 保育所緊急整備事業（健康福祉部） 【4,070,509 千円】

待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境改善などの保育所の施設整備に要する費用の一部を補助

○整備予定数：43 箇所（15 市町）

(2) 認定こども園整備事業（健康福祉部） 【1,205,269 千円】

保護者の就労等の状況に関わらず教育・保育を一体的提供し、地域における子育て支援の機能を持つ認定こども園の施設設備に要する費用の一部を補助

○整備予定数：32 箇所（13 市町）

(3) 認定こども園整備等促進事業（健康福祉部） 【138,350 千円】

保育所及び幼稚園が、認定こども園に移行する際に実施する施設整備等に対し、国庫補助の対象外となる施設の拡充にかかる経費及び必要となる準備事務経費の一部を支援することにより、認定こども園の普及を促進

(4) 施設型給付費県費負担金（健康福祉部） 【15,233,638 千円】

幼児期の学校教育、保育を総合的に推進するため、幼稚園、保育所、認定こども園を利用する子どもに対する共通の財政支援である「施設型給付」を市町に支弁

○実施主体：市町

○負担割合：国 1 / 2、県 1 / 4、市町 1 / 4（一部県 1 / 2、市町 1 / 2）

(5) 私立幼稚園に関する認定こども園移行推進事業（企画県民部） 【30,000 千円】

私立幼稚園が、子ども・子育て支援新制度の認定こども園としても幼児教育水準を維持向上できるよう、新制度で財源措置されていない教職員の配置を支援

○対象：私立幼稚園を母体とする認定こども園を設置する学校法人

○補助内容：運営する園の教職員加配に必要な経費（現行の私学助成水準の範囲内）

○実施期間：平成 27～28 年度

- (6) **私立幼稚園認定こども園特色教育推進事業（企画県民部）** **【75,000 千円】**
私立幼稚園が実施してきた特色教育を子ども・子育て支援新制度の認定こども園としても継続実施できるよう支援
○事業内容：学校法人立の認定こども園が実施する特色教育に要する経費
（例）農作物の栽培体験、防災教育、ボランティア教育 等
- (7) **保育体制強化事業（健康福祉部）** **【66,150 千円】**
地域住民や子育て経験者など地域の多様な人材を、保育に係る周辺業務に活用して保育士の負担軽減を図り、就業継続を支援することで、保育の体制を強化

2 小規模保育事業等の推進

- (1) **地域型保育給付費県費負担金（健康福祉部）** **【1,096,929 千円】**
市町が認可する地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）を利用する子どもに対する財政支援である「地域型保育給付」を市町に支弁
○実施主体：市町
○負担割合：国 1 / 2、県 1 / 4、市町 1 / 4

3 セーフティネットとしての保育サービスの提供

- (1) **(新) 病児保育普及推進事業（健康福祉部）** **【2,177 千円】**
病児保育全県フォーラム及び地域講座を開催し、病児保育の質の向上や普及を推進
- (2) **病児・病後児保育推進事業（健康福祉部）** **【241,587 千円】**
就労の状況等から病気や病後の子どもを看ることができない保護者を支援する病児・病後児保育事業を推進
○施設数：59 施設
- (3) **診療所型小規模病児保育事業（健康福祉部）** **【27,000 千円】**
診療所等の医療機関に開設することを前提に、職員の配置基準を国庫補助の要件より緩和した県独自の病児保育施設を創設することで、人口減少地域など、全国制度の利用が困難な地域等への設置を促進

【国制度との比較】

項目	診療所型小規模病児保育事業	国庫補助（病児・病後児対応型）
設置場所	診療所等の医療機関	病院、保育所等
職員配置	看護師等又は保育士を1名以上	看護師等 利用児童概ね10人につき1名以上 保育士 利用児童概ね3人につき1名以上
利用定員	3名以内	施設ごとに設定

(4) 一時預かり事業（健康福祉部） 【498,564千円】

一時的に家庭での保育が困難となる場合や、育児疲れにより保護者の心理的・身体的負担を軽減する必要がある場合等に、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てが出来る環境を整備

- 普段施設を利用していない子ども：保育所、子育て支援拠点、小規模保育等
- 幼稚園、認定こども園に通園している子ども：原則通園している施設

(5) 延長保育事業（健康福祉部） 【397,446千円】

保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用する子どもについて、通常の利用時間以外の時間に保育を実施することにより、子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てできる環境づくりを推進

4 すべての子育て家庭を対象とした支援の充実

(1) (新) 多様な主体の参入促進・能力活用事業（新規参入施設への巡回支援）

（健康福祉部） 【9,599千円】

良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図るため、保育施設、地域子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業経験のある者を活用した巡回支援等を行うのに必要な費用の一部を補助

- 実施主体：市町
- 負担割合：国1/3、県1/3、市町1/3

(2) (拡) 尼崎 21 世紀の森子育て支援型公園の展開（県土整備部） 【21,000千円】

未来を担う子ども達が、100年をかけて生物多様性の森づくりを進める「21世紀の森」の自然から多くのことが学べるよう、各年代に応じたプログラムを提供し、子ども達の成長を支援

- H27：小学生を中心としたプログラムの実施
- H28：幼児等も対象となる幅広いプログラムを展開

- (3) 地域子育て支援拠点事業（健康福祉部） 【526,208 千円】
 家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の不安感等の増大などに対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置し、子育て支援機能の充実を図り、子どもの健やかな育ちを支援
- (4) 一時預かり事業（健康福祉部）（再掲） 【498,564 千円】
- (5) 利用者支援事業（健康福祉部） 【118,879 千円】
 子ども及びその保護者等又は妊娠している方が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等必要な支援を提供
- (6) 子育て短期支援事業（健康福祉部） 【17,062 千円】
 保護者の病気などで、子どもの養育が一時的に困難となった場合に、子どもを児童養護施設等で預かることで安心して子育てができる環境を整備
- (7) 乳幼児子育て応援事業（企画県民部・健康福祉部） 【211,922 千円】
 少子化の進展などにより家庭の教育力の低下が懸念される中、私立幼稚園や保育所における幼児教育体験や親教育、遊び指導等の新たな子育て支援の取組みを支援
- (8) わくわく幼稚園・保育所開設事業（企画県民部・健康福祉部） 【48,066 千円】
 家庭や地域の教育力の低下に起因するいじめや学級崩壊等の問題を解決するため、私立幼稚園及び民間保育所において在宅児童等（3～5歳児）に対する幼児教育・体験保育を先導的に実施

5 保育人材の確保

- (1) (新) 潜在保育士復職支援研修（健康福祉部） 【4,578 千円】
 潜在保育士の再就職において障害となっている保育士の不安感を取り除くために学科や実習を含んだ長期研修を実施
- (2) (新) 認定こども園園長研修等の実施（健康福祉部） 【2,547 千円】
 県独自の園長認定制度の創設に伴い、園長資格に必要となる研修及び主幹保育教諭等の質向上のための研修を実施

(3) (新) 保育人材確保対策貸付事業費補助 (健康福祉部) 【1,610,000 千円】
[平成 27 年度 2 月経済対策補正]

保育士資格取得を目指す保育補助者の雇上に要する経費や未就学児に係る保育料の負担に対する支援を行うための資金、離職した保育士が再就職する際の必要となる準備金の貸付原資を助成

- 保育補助者雇上貸付
- 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付
- 就職準備金貸付

(4) (新) 助産師等を活用した保育従事者の質の向上のための研修事業 (健康福祉部) 【800 千円】

家庭的保育者やファミリー・サポート・センター会員等、家庭等で保育を提供する者に対し、乳児への対応について、助産師等の専門家による研修を実施し、乳児を受け入れやすい環境を整備

(5) (新) 私立幼稚園等就職フェア (仮称) 開催支援事業 (企画県民部) 【1,000 千円】

私立幼稚園等の人材確保を図るため、幼稚園教員養成校を卒業見込みの学生等を対象に開催する私立幼稚園等就職フェア(仮称)の開催を支援

(6) (拡) 保育士・保育所支援センター開設等事業 (健康福祉部) 【15,003 千円】

保育士の専門性向上と質の高い人材の安定確保に向け、潜在保育士の就職や活用支援等を行うため、保育士・保育所支援センターを運営

- (公社)兵庫県保育協会に委託
- 設置場所:兵庫県福祉センター内
- 実施内容
 - ・保育士等人材バンクの運営
 - ・民間保育所就職フェアの開催
 - ・保育士登録名簿を活用した就職支援 (㊸新規)

(7) 保育士人材確保研修事業 (健康福祉部) 【1,056 千円】

保育士の人材確保及び就業継続支援を目的とした研修を実施することにより、不足している保育士人材の確保を図ることにより、保育の質の向上に寄与

(8) 保育教諭確保のための資格取得支援 (健康福祉部) 【11,289 千円】

幼保連携認定こども園で働くために必要な資格(幼稚園免許や保育士資格)の取得を支援するため、養成施設受講料及び代替職員雇上費用を助成

(9) 子育て支援員認定等研修（健康福祉部） 【12,265 千円】

保育や子育て支援に関心を持ち、子育て支援業務に従事することを希望する者を対象とした、子育て支援に関する研修、認定、登録を実施するとともに、質の向上を図り子育て支援に関わる人材を広く養成して活用

6 子育て家庭への経済的支援

(1) (拡) 多子世帯保育料軽減事業（健康福祉部） 【199,000 千円】

多子世帯の子育てにかかる経済的負担を軽減するため、第3子以降の利用者負担額（保育料）の一部を助成

○対象児童：保育所、幼稚園、認定こども園、事業所内保育施設または院内保育施設及び子ども・子育て支援新制度において給付の対象となる地域型保育事業（小規模保育等）を利用している第3子以降の児童

※平成28年度に限り、周知期間として国軽減対象者についても対象
（約1,100人）

○対象世帯：市町民税所得割額169,000円未満の世帯に拡大（現行119,000円）

○補助額：5,000円/月超の利用者負担額に対し
3歳未満児 5,500円/月 限度に補助
3歳以上児 4,000円/月 限度に補助

(2) (新) 第2子保育料軽減事業（健康福祉部） 【213,000 千円】

地域創生戦略における毎年度出生数44,000人を目指し、安心して子育てできる環境を実現するため、第2子の利用者負担額（保育料）の一部を助成

○対象児童：保育所、幼稚園、認定こども園、事業所内保育施設または院内保育施設及び子ども・子育て支援新制度において給付の対象となる地域型保育事業（小規模保育等）を利用している第2子の児童

○対象世帯：市町民税所得割額169,000円未満の世帯

○補助額：5,000円/月超の利用者負担額に対し
3歳未満児 4,500円/月 限度に補助
3歳以上児 3,000円/月 限度に補助

(3) 乳幼児等医療費助成事業（健康福祉部） 【3,509,674 千円】

乳幼児等の医療にかかる負担を軽減するため、医療保険による給付が行われた場合に、その自己負担額の一部を助成

○対象者：小学3年生までの乳幼児等

○所得制限：市町村民税所得割額23.5万円未満（世帯合算）

※0歳児は所得制限なし

○患者負担：入院 定率1割（月額3,200円限度）

通院 1医療機関等あたり1日800円（月2回まで）

(4) こども医療費助成事業（健康福祉部） 【836,213 千円】

子育て世代が安心して子育てできるよう、医療保険による給付が行われた場合に、その自己負担額の一部を助成

- 対象者：小学4年生から中学3年生までの児童生徒
- 所得制限：市町村民税所得割税額 23.5 万円未満（世帯合算）
- 患者負担：定率2割

(5) (拡) 私立高等学校等生徒授業料軽減補助（企画県民部） 【640,828 千円】

平成22年度に創設された国の就学支援金に県単独加算を行い、低所得世帯に重点化した授業料軽減のための助成を実施

- 対象者数：約 11,000 人
- 補助単価：
 - ・年収 250 万円以上～350 万円未満世帯への補助を拡充
(年収 250 万円未満世帯と同額を補助)
40,000円 → 82,000円 (+42,000円)
 - ・年収 350 万円以上～590 万円未満世帯への補助を創設
(年収 350 万円未満世帯の平成28年度からの増加額の1/2に相当する額を補助)
21,000円

(6) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（健康福祉部） 【23,016 千円】

全ての子どもが等しく教育・保育を受けることができるよう、幼稚園や保育所等の教育・保育施設を利用する際に必要な実費の一部を公費で負担

- 対象者：生活保護世帯

IV 子育てと両立できる働き方の実現

1 ワーク・ライフ・バランス (WLB) の推進

(1) (拡) 中小企業育児・介護代替要員確保支援事業（産業労働部） 【200,000 千円】

育児・介護中の就労継続を支援するため、育児・介護者の代替要員の雇用に要する賃金の一部を助成し、育児・介護休業の取得や短時間勤務制度の利用を促進

- 支給額

(休業コース) 代替要員の賃金の1/2 (上限 100 千円/月、総額上限 1,000 千円)

㊦ (短時間勤務コース) 代替要員の賃金の1/2 (上限 100 千円/月、総額上限 1,000 千円)

(2) ひょうご仕事と生活センター事業（産業労働部） 【164,593 千円】

ひょうご仕事と生活センターにおいて、企業等におけるワーク・ライフ・バランス (WLB) の具体化に向けた取組を支援

- 普及啓発・情報発信事業
 - ・ホームページの運営・情報誌等の発行
 - ・WLB推進キャンペーンの実施
 - ・「宣言→認定→表彰」の枠組を活用したWLB取組企業の量的拡大と質的向上
- 相談事業（ワンストップ相談の実施、相談員等派遣）
- 研修企画・実施事業（研修企画・実施、出前型相談 等）
- 実践支援事業（仕事と生活の調和推進環境整備支援事業 等）

2 女性の多様な働き方支援

- (1) **(新) 主婦のインターンシップ等推進事業（産業労働部）** **【3,000 千円】**
 女性の活躍推進、離職防止、再就職の実現を支援するため、主婦のインターンシップ及び女性のためのキャリアプランニングを推進
- (2) **女性就業いきいき応援事業（産業労働部）** **【5,615 千円】**
 出産、育児などの理由により離職した女性の多様な働き方を支援するため、再就業・起業のためのカリキュラムを提供
- (3) **女性起業家支援事業（産業労働部）** **【31,106 千円】**
 地域経済の活性化を図るため、有望なビジネスプランを有し、県内で起業（第二創業を含む）を目指す女性起業家を支援
 ○対象経費：起業に要する経費
 ○補助額：1,000 千円以内
 ○補助率：1 / 2
 ○件数：30 件
- (4) **病院内保育所運営費補助（健康福祉部）** **【380,354 千円】**
 子どもを持つ医療従事者の離職防止や再就業を促進するため、病院内保育所の運営を支援
 ○箇所数：97 箇所
- (5) **育児・介護等離職者再就職準備支援事業（産業労働部）** **【9,324 千円】**
 出産、育児、介護等による離職者の再就職を支援するため、再就職に必要なスキルを得るため受講した教育訓練経費の一部を助成
- (6) **ひょうご女性の活躍推進事業（企画県民部）** **【33,564千円】**
 女性活躍の促進を図るため、様々な分野で活躍する女性や経済団体等と連携・協働し、社会全体の気運醸成を図るとともに、職場における意識改革や女性登用につながる研修等を実施
 ○ひょうご女性の活躍推進会議等の開催

- 女性活躍推進企業表彰の実施
- 先進事例等の情報発信
- 女性活躍推進専門員の配置（2名）
- 企業への出前相談研修の実施（40回／年）
- 育休復帰応援セミナーの開催（4回／年）
- 女性の活躍促進のための市町支援（政令市1市、その他市町4市）

(7) 女性の就業サポート事業の実施（企画県民部） 【18,046千円】

再就業等を希望する女性を支援するため、個別相談や職業紹介等を県立男女共同参画センターの女性就業相談室で実施

- チャレンジ相談（月8回）
- 出前チャレンジ相談（年100回）
- 職業相談、職業紹介事業の実施
- 女性リーダー登用促進事業の実施

3 男性の家事・育児参画の促進

(1) 父親の子育て参画推進（企画県民部） 【1,325千円】

男性の家事・育児の参画を促進する講座を職域で開催するなど、希望する男性労働者が育児休業を取得しやすい職場環境づくりを促進するほか、父親（男性）の子育てや地域活動への参画の裾野を広げるきっかけづくりを支援

- 職域での「父親の子育て応援セミナー」の開催
- 「お父さん応援フォーラム」の開催

V 子育て家庭を支える地域社会づくり

1 放課後等の居場所づくり

(1) (新) 放課後児童クラブ充実支援事業（健康福祉部） 【26,000千円】

待機児童や過密状態のクラブを解消するため、設置場所の確保が困難な地域において、新たに賃貸物件により放課後児童クラブを開設する際、国庫補助の対象外である改修経費の一部を補助

- 整備数：13か所

(2) (拡) 放課後児童クラブ整備費補助（健康福祉部） 【570,158千円】

放課後児童クラブを実施するための施設建設、学校の余裕教室等の既存施設の改修、設備の整備・修繕、備品の整備にかかる経費を助成

- 整備数：114か所
 - ・各基準額の改善
 - ・土地借料補助の創設

(3) ひょうご放課後プランの推進（健康福祉部・教育委員会） 【2,224,273千円】

放課後の子どもの安全・安心な活動のため、関係部局の連携を密にしつつ、ニーズのある全小学校区で放課後児童クラブ、放課後子ども教室等の取り組みを推進

○地域コーディネーター等研修の実施

○子ども教室型：485 教室（県所管 250 教室 ※政令市・中核市除く）

※学校・家庭・地域の連携協力推進事業として「子ども教室」を実施

○児童クラブ型：1,199 支援の単位

(4) 放課後児童支援員認定資格研修（健康福祉部） 【15,392千円】

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、保育士等の資格を有する者が必要な知識・技能を習得し、放課後児童支援員として勤務するための研修を実施

(5) 「スポーツ立県ひょうご」創出プロジェクト（教育委員会） 【2,927千円】

「兵庫県スポーツ推進計画」に基づき、県下全小学校区に設置された「スポーツクラブ 21 ひょうご」を核として、親子で行うスポーツ大会や、大学や企業と連携したスポーツイベントの開催等を通じて「スポーツ立県ひょうご」を推進

2 地域ぐるみの子育て支援の充実

(1) (新) 地域祖父母育成モデル事業（企画県民部） 【6,360千円】

モデル地区を選定し、子育て支援団体等が、会員登録した特定の子育て世帯とシニア世帯同志をマッチングし、シニア世帯が日常的な見守りや相談、緊急時の一時預かり等を行い、個々の家族のような仕組みを確立できるよう、地域における三世代家族の育成を推進

○モデル地区数 10 市町 40 地区

○補助額 150 千円（定額）／地区

○実施内容

・実施団体の募集・選定

・実施団体が子育て世帯・シニア世帯へ周知・会員募集

・子育て世帯とシニア世帯が信頼関係を築くための交流事業の実施

(2) (新) ひょうご子育て応援の店(子育て支援パスポート)の全国展開（企画県民部）

【4,091千円】

関西近郊9府県で実施している「子育て支援パスポート」を全国共通事業として実施するため、県内登録者への周知及び協賛店舗への協力依頼等を実施

- 登録者数 22,151 世帯[平成 28 年 2 月現在]
(18 歳未満の子を持つ世帯が対象)
- 協賛店舗数 4,789 店舗 [平成 28 年 2 月末現在]

- (3) **(新) 学校・家庭・地域の連携協力推進事業 (教育委員会)** **【110,073 千円】**
 地域と学校が連携・協働して、従来の個別の教育支援活動の充実、総合化・ネットワーク化を図り、「支援」から「連携・協働」を目指す新たな体制を構築
- (4) **(新) 家庭教育支援モデル事業 (教育委員会)** **【850 千円】**
 公民館、子育て学習センター、自治会等が連携協力する体制を構築するため、家庭教育支援協議会(仮称)の設置及び協働イベントの開催を通じ、家庭教育支援活動を活性化させるとともに、県内市町へその成果を普及
- (5) **「まちの保健室」による健康づくり推進事業 (健康福祉部)** **【17,847 千円】**
 子育て中の親などの健康づくりを支援するため、身近な場所で気軽に、相談専門職種による健康相談及び育児相談等を実施
- (6) **まちの子育てひろば事業の推進 (企画県民部)** **【20,518 千円】**
 子育て中の親子が気軽に集い仲間づくりを通して子育ての悩みを話し合い、情報交換ができる場づくりを推進 [H28.2 末: 2,158 か所]
 ○まちの子育てひろばコーディネーターによる活動支援
 ○ひろばアドバイザーの派遣 等
- (7) **地域子育て支援拠点事業 (健康福祉部) (再掲)** **【526,208 千円】**
- (8) **子育て応援企業との協定締結事業 (企画県民部)** **【516 千円】**
 子育てと仕事の両立を支援し、子育て家庭を応援する企業・職域団体等と県が協定を締結
- (9) **子育て応援協定団体等との協働事業 (企画県民部)** **【3,886 千円】**
 子育て応援協定を締結した地域団体等の特色を活かした子育て支援活動を支援
- (10) **ファミリー・サポート・センター事業 (健康福祉部)** **【65,887 千円】**
 育児の援助を行いたい人と受けたい人をつなぎ、一時預かり(病児・病後児預かりを含む)等の相互援助活動に関する連絡、調整を行うファミリー・サポート・センターを運営する市町を支援
 ○実施市町数: 31 市町

3 家族の役割やきずなを深めることの大切さの機運醸成

- (1) ひょうご家庭応援県民運動の推進（企画県民部） **【417 千円】**
県民一人ひとりが家族・家庭の大切さを考え、きずなを深めるとともに、地域で家庭を支える「ひょうご家庭応援県民運動」の展開を支援し、地域全体で家庭を応援する取組の普及啓発を推進
- (2) 地域・家庭の伝統行事普及推進事業（企画県民部） **【1,010 千円】**
かつて盛んに行われていた家庭や地域の伝統行事や伝統料理づくり等に、親子や家族と一緒に参加し、体験できる機会を提供

4 安全・安心な子育て環境の整備

- (1) (新) 情報モラル教育推進事業（教育委員会） **【484 千円】**
児童生徒の過度のネット利用（いわゆるネット依存）やネットトラブルを防止するため、家庭等と連携した情報モラルに関する啓発を一層推進
①学校や家庭での自主的なルールづくりの支援
②保護者に対する啓発リーフレットの配布
○配布対象 高校新1年生の全保護者
○配布部数 40,000 部
- (2) (拡) 防犯カメラ設置補助事業（企画県民部） **【40,000 千円】**
地域の見守り力の向上を図るため、まちづくり防犯グループ等が設置する防犯カメラに係る経費を補助
○補助額 80 千円／箇所（定額）
○件数 500 カ所（平成 27 年度 400 カ所）
○設置状況 約 1,500 カ所（平成 22～27 年度（見込））
- (3) 子育て応援ネットの推進（企画県民部） **【8,543 千円】**
地域女性団体ネットワーク会議が中心となって、市町ごとにネットワークを組織し、子育て家庭応援推進員等が登下校時の見守り、声かけや子育てイベント、SOS キャッチ活動等を実施
○SOS キャッチ専門研修の実施（各県民局・県民センター各 1 回）
○市町推進母体への助成（150 千円×41 団体）
- (4) ひょうご地域安全 SOS キャッチ事業（企画県民部） **【7,176 千円】**
県民が身近な異変に気づいた際に、匿名で通報できる「ひょうご地域安全 SOS キャッチ電話相談」を設置するとともに、地域安全まちづくり推進員を活用し、制度の周知を促進

- (5) **みんなの声かけ運動の推進（健康福祉部）** **【3,797 千円】**
障害者をはじめ、誰もがまちなかで困っている人がいる時に声をかけて助け合う「みんなの声かけ運動」を実施
- (6) **地域安全まちづくり推進員設置事業（企画県民部）** **【1,492 千円】**
地域安全まちづくり条例第 14 条の規定に基づき、地域安全まちづくり推進員を設置・支援し、地域における継続的な地域安全まちづくり活動を実施
- (7) **学童等交通安全教室の開催（企画県民部）** **【926 千円】**
交通弱者である学童等に対し交通安全教室を開催し、交通安全の普及啓発を実施
○対象：小学生
○回数：1 回 120 名 年間 100 回開催
- (8) **公共交通バリアフリー化促進事業（県土整備部）** **【60,019 千円】**
誰もが安心して生活できるユニバーサル社会にふさわしい福祉のまちづくりを実現するため、鉄道駅舎エレベーター等設置補助や、ノンステップバス等購入補助を実施
- (9) **地域で守る！子どもの安全安心確保事業（企画県民部）** **【5,759 千円】**
神戸市での児童殺害遺棄事件の発生など、子どもを取り巻く環境への不安が増大しているため、家庭・学校での安全対策に加え、帰宅後の子どもの安全のために、地域が一体となって子どもを見守る体制を構築
○子どもの安全・安心確保のリーダー養成
○子どもの安全・安心確保モデル事業
○「子どもを守る 110 番の家・店・車」の体制強化
- (10) **ユニバーサル社会づくり推進地区整備事業（県土整備部）** **【12,367 千円】**
県が指定する推進地区において、ユニバーサル社会実現のために住民や企業・NPO 等が市町と協働して取り組むソフト・ハード両面からのまちづくりを支援
○事業プラン策定費助成
○推進地区 PR 案内板設置費補助
○推進地区協議会活動費助成
○推進地区施設改修費等補助（通常型・大規模型）
- (11) **人生 80 年いきいき住宅助成事業（県土整備部）** **【359,163 千円】**
高齢者をはじめとするすべての県民が住み慣れた住宅で自立した生活を送ることが出来るよう、段差解消、手すり設置等の既存住宅の改造を支援
○予定件数：約 2,700 件

- (12) ひょうご住まいサポートセンターの運営（県土整備部） 【27,193 千円】
「ひょうご住まいサポートセンター」を設置し、子育て世帯の住まいにおける様々な相談に対応
○一般的な住まいの相談
○専門家派遣によるリフォーム工事等に関する技術的アドバイス
- (13) 長期優良住宅建築等計画認定等事業（県土整備部） 【7,479 千円】
親世代から子・孫世代まで長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅である「長期優良住宅」の計画認定を実施
また、その普及を図るため、中小住宅生産者に対し、認定基準や申請手続等に関するセミナーの開催等を実施

VI 特別な支援が必要な子どもや家庭への支援

1 児童虐待防止対策の充実

- (1) (新) DV家庭における被虐待児等への対応力強化事業（健康福祉部）【500 千円】
DV家庭での児童虐待事案について、家族史や家庭内でのコミュニケーションの保ち方などを把握・分析し、虐待を受けた児童の健全な発達を促す援助方法を検討
- (2) (新) 児童養護施設の専門力による地域の子育てママ支援（健康福祉部）
【4,800 千円】
児童養護施設の専門力を活用し、子育て不安家庭や要支援児童を対象とした交流会や子育て講座等を開催し、地域の子育て力を向上させ、児童虐待の未然防止を推進
○実施内容
・講演会・文化祭等の「親子地域交流会・相談会」の開催
・発達理解や育児に関する「親子育ち講座」の開催
・宿泊を通して親子の関係性や特性を評価する「親子ショートステイ事業」の実施
○実施方法 （一社）兵庫県児童養護連絡協議会へ委託
- (3) 児童虐待等対応専門アドバイザー設置事業（健康福祉部） 【2,142 千円】
複雑化・多様化している児童家庭問題に対し、適宜・適切な対応を図るため、法律・医学等の分野で豊富な経験と高い専門性を持ったアドバイザーを設置
- (4) こども家庭センター職員支援技能向上事業（健康福祉部） 【2,855 千円】
こども家庭センター職員の支援技能の向上を図るため、経験年数や職種に応じた体系的な研修を実施し、専門性を強化

- (5) 要保護児童支援者対応力向上事業（健康福祉部） 【13,292千円】
市町の要保護児童対策地域協議会等での連携強化を図るため、県子ども家庭センターに担当職員を配置して支援するとともに、市町の家庭児童相談担当職員に対して専門研修を実施し、市町の対応力の向上を推進
- (6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（健康福祉部） 【14,258千円】
市町の要保護児童対策地域協議会の中心的機能を担う調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を推進
- (7) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（再掲）（健康福祉部） 【50,498千円】
- (8) 養育支援訪問事業（再掲）（健康福祉部） 【23,838千円】
- (9) 子育て短期支援事業（再掲）（健康福祉部） 【17,062千円】
- (10) 親子関係等再構築支援事業（健康福祉部） 【19,181千円】
家族関係の適正な評価に基づき、児童と家族への一体的な支援、家庭復帰後の虐待の再発防止に向けた児童養護施設等との連携など、親子関係再構築をめざした支援を充実

2 社会的養護体制の充実

- (1) (新) 里親・特別養子縁組制度の推進事業（健康福祉部） 【6,200千円】
医療機関、市町保健センター、県子ども家庭センター等が連携し、思いがけない妊娠などで出産や子育ての不安を抱える方に、里親制度や特別養子縁組制度を紹介するなどにより、出生後の早い段階から子どもが安心して成長できる環境を整備
○事業内容
- ・ 里親・特別養子縁組委員会（仮称）の設置
 - ・ 出前講座、研修会の実施等による普及啓発の推進
 - ・ 里親（特別養子縁組）全県フォーラムの開催
- (2) (新) 児童養護施設や里親の下で育つ子ども応援プロジェクト
～自立を目指す子どもたちの未来のために～（健康福祉部） 【5,000千円】
企業でのインターンシップや高等学校等でのクラブ活動などに必要な費用を支援することにより、児童養護施設や里親などの下で育った子どもたちの自立や夢の実現を応援

(3) (新) 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助 (健康福祉部)

【350,000 千円】

[平成27年度 2 月経済対策補正]

児童養護施設退所者等に対して家賃貸付、生活費貸付、資格取得費用等の貸付を行い、安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援

貸付種類	生活支援費	家賃支援費	資格取得支援費
貸付対象者	施設等退所者又は里親等委託解除された者		施設等入所中又は里親等委託中の者
	①大学等在学者	①大学等在学者 ②就職している者	③資格取得希望者
貸付期間	大学等在学期間	①大学等在学期間 ②最長 2 年	
貸付額	月額 5 万円	家賃相当額 ※生保住宅扶助額を上限	25 万円以内
貸付利子	無利子		
返還免除条件	①大学等卒業後 1 年以内に就職し、かつ、5 年間就業を継続すること。 ②5 年間就業を継続すること。		③2 年間就業を継続すること。

(4) 里親制度の推進事業 (健康福祉部)

【2,418 千円】

里親里子交流事業や養育相談事業のほか、里親認定前研修などの実施を通じて、里親制度の適切な運営と家庭養育を促進

(5) 家庭養護普及啓発推進事業 (健康福祉部)

【11,888 千円】

里親やファミリーホームの新たな担い手の開拓につなげるため、各市町単位で里親制度の普及啓発を実施

(6) 児童養護施設整備費補助事業 (健康福祉部)

【624,248 千円】

児童養護施設において、小規模グループケア(ユニットケア)を実施するための施設整備費を補助

3 配偶者等からの暴力(DV)対策

(1) DV防止対策の充実 (健康福祉部)

【5,758 千円】

DVの防止対策として、関係機関や民間支援団体との連携により、被害者の保護・自立支援を強化

- 一時保護所入所被害者支援アドバイザーの配置
- DV被害者支援を行う民間団体への活動支援 等

- (2) 配偶者等からの暴力(DV)対策の推進(健康福祉部) 【201,146千円】
DV被害者等の安全を確保するため、女性家庭センターの一時保護所の満室時や地域での早期一時保護の必要時に、民間施設等に一時保護を委託

4 子どもの貧困対策

- (1) (新)生活困窮者世帯の子どもを地域で支援(健康福祉部) 【14,062千円】
生活困窮者世帯等の子どもに対し、調理実習等を通じて食事・居場所を提供し、学習支援、日常生活習慣獲得及び保護者への養育指導を行う拠点の運営
- (2) (新)「子ども食堂」応援プロジェクト～貧困の子どもたちに温かいごはんを～
(健康福祉部) 【3,000千円】
NPO法人や社会福祉法人が実施する「子ども食堂」運営事業を県内全域へ拡大するため、立上げ経費を助成
- (3) (拡)奨学のための給付金事業(教育委員会) 【1,160,373千円】
授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して奨学のための給付金を支給
- (4) 高等学校等就学支援事業(教育委員会) 【10,123,997千円】
高等学校等に通う一定の収入額未満の世帯の生徒に対し、授業料に充てるための就学支援金を支給することにより、家庭の教育負担を軽減
- (5) 特別支援学校就学奨励費(教育委員会) 【551,734千円】
特別支援学校への就学の特殊事情を考慮し、保護者の経済的負担を軽減するため、必要な経費を補助
- (6) 私立高等学校等奨学給付金事業(企画県民部) 【611,451千円】
授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して奨学のための給付金を支給
- (7) 私立高等学校生徒入学資金貸付事業(企画県民部) 【35,635千円】
私立高等学校及び私立専修学校高等課程に入学する生徒で、経済的理由から入学資金の支弁が一時困難な者に対し、入学資金を貸し付けることにより、入学時の負担の軽減を実施
- (8) 生活困窮者自立相談支援事業(健康福祉部) 【11,504千円】
生活困窮者からの相談に包括的に対応し、地域のネットワークを構築して生活を支援

(9) 生活困窮者就労準備支援事業（健康福祉部） 【11,054 千円】
 生活習慣等に問題を抱えている、又は就労経験のないなどの生活困窮者に対して一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援

(10) 被保護者就労支援事業（健康福祉部） 【15,207 千円】
 生活保護受給者の就労による自立を助長するため、就労支援員による支援を実施

(11) 住居確保給付金（健康福祉部） 【792 千円】
 離職により住居を失った又はそのおそれが高い、所得等が一定の水準以下の生活困窮者に住居確保給付金を支給

5 ひとり親家庭等の自立促進

(1) (新) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助（健康福祉部） 【410,000 千円】
 [平成 27 年度 2 月経済対策補正]

就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、資格取得を促し自立を促進

貸付対象者	貸付額	貸付利子	返還免除条件
高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者	入学準備金 50 万円以内 就職準備金 20 万円以内	無利子 (保証人をたてない場合、履行猶予期間経過後、年 1.0%)	①養成機関を修了し資格取得した日から 1 年以内に就職し、 ②兵庫県内において、③取得した資格が必要な業務に従事し、 ④5 年間引き続き当該業務に従事すること。

(2) (拡) ひとり親家庭就業支援事業（健康福祉部） 【14,093 千円】
 ひとり親家庭の母等に対する各種給付金を支給し、生活の負担軽減を図り、就職に有利な資格や技能の習得を支援することで、ひとり親家庭の自立を促進

事業区分	内容	現行	H28 拡充
自立支援教育訓練給付金事業	支給額	受給費用の 2 割 (上限 10 万円)	受給費用の 6 割 (上限 20 万円)
高等職業訓練促進給付金事業	対象期間	2 年間	3 年間
	修業必須期間	2 年以上	1 年以上

	通信講座	原則不可	可
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	対象者	ひとり親家庭の親	ひとり親家庭の親と子

(3) (拡) 児童扶養手当の支給 (健康福祉部) 【802,878 千円】

父または母と生計を同じくしていない児童を養育する家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童を養育する者に対して手当を支給

区分		現行	H28 拡充(12 月支給～)
第1子分	全部支給者	42,000 円／月	
	一部支給者	41,990～9,910 円／月	
第2子加算	全部支給者	5,000 円／月	10,000 円
	一部支給者		9,990～5,000 円／月
第3子以降加算	全部支給者	3,000 円／月	6,000 円

(4) ひとり親家庭交流支援事業 (健康福祉部) 【359 千円】

ひとり親家庭がお互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設け情報交換することにより、早期自立のための意欲の形成と家庭生活の安定を推進

(5) 母子等特別相談事業 (健康福祉部) 【1,897 千円】

母子家庭等がかかえる専門的な法律相談に応じるため、母子等専門相談員(女性弁護士)を配置し、電話や面接による相談を実施

6 障害児施策の充実

(1) (新) 障害児等職業体験事業 (健康福祉部) 【6,800 千円】

職業型テーマパーク「キッズニア甲子園」を借り上げ、職業体験を通じた社会参加を促進

(2) インクルーシブ教育システム推進事業 (教育委員会) 【72,791 千円】

可能な限り、障害のある子どもとない子どもが同じ場で共に学ぶことを追求するインクルーシブ教育システムの構築を推進するため、モデル研究等を実施

- 効果的な引継による系統性のある教育支援モデル研究
- 医療的ケアのための看護師配置事業

(3) キャリア教育・就労支援の推進 (教育委員会) 【18,732 千円】

特別支援学校高等部卒業生の一般就労率を全国平均並に引き上げ及び高等学校の

発達障害のある生徒への指導の充実を図るため、実践的・段階的な作業学習・現場実習の拡充や認定資格の開発推進等のキャリア教育・就労支援を実施

- 特別支援学校就職支援推進会議の開催
- 就職支援コーディネーター配置（モデル校4校）
- 実践的な職業教育の実施

(4) 特別支援学校と高等学校との交流及び共同学習実施事業（教育委員会）

【1,122千円】

障害のある生徒の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てるとともに、障害のない生徒の障害に対する正しい理解と認識を深めるため、特別支援学校と高等学校との交流及び共同学習を実施

(5) 多様な主体の参入促進事業（特別支援）（健康福祉部）

【23,073千円】

私学助成や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助

(6) 重症心身障害児等指導費交付金（健康福祉部）

【185,063千円】

重症心身障害児等の適切な治療と保護を図るため、重症心身障害児等が入所している民間施設に対して運営費を助成

(7) 県立こども発達支援センターの運営（健康福祉部）

【26,024千円】

発達障害児の早期発見、支援体制を強化するため、診断・診療と療育を一体的に提供する県立こども発達支援センターを運営

- 診療日：週5日（月～金）
- 診療内容：発達相談、心理検査・アセスメント、診断、作業療法士、言語聴覚士による療育（リハビリ）

7 外国人児童生徒への支援

(1) (新) 外国人児童生徒のための学習支援事業（教育委員会）

【16,637千円】

外国人児童生徒の学習機会の充実を図るため、高校入学段階及び小中学校段階のそれぞれにおける学習支援の研究を実施

① 外国人生徒のための高等学校特別入学モデル校事業

日本語能力やコミュニケーション能力が不十分であるため、学ぶ意欲があるにもかかわらず進学することが困難である外国人生徒に対し、特別枠選抜及び入学後の支援をモデル実施し、入学者選抜方法や指導方法を研究開発

- 募集定員 9名（モデル校3校×各3名）
- 研究内容 ・適切な入学者選抜方法
・入学後の指導方法（日本語指導、取出授業 等）

② 日本語指導支援推進校事業

渡日間もなく日本語指導が必要な外国人児童生徒に対し、実態に応じた日本語指導を推進し、日本語（生活言語、学習言語）の習得と基礎学力の定着を促進

- 日本語指導支援員の派遣（実施主体：市、負担割合：県1／2、市1／2）
- 日本語指導支援推進校連絡協議会の設置
- 日本語指導支援員等研修会の実施

(2) 子ども多文化共生教育支援事業（教育委員会） **【102,107千円】**

日本語指導が必要な外国人児童生徒の自己実現を支援するとともに、すべての児童生徒に共生の心を育成するため、子ども多文化共生教育を充実

- 子ども多文化共生サポーターの派遣
- 子ども多文化共生センターの運営

(3) 外国人児童生徒の居場所づくり事業（産業労働部） **【 - 】**

ボランティア等による外国人児童生徒に対する学習支援の取り組みを促進するため、日本語・母語・教科学習教室をボランティア団体等と（公財）兵庫県国際交流協会が共催

[問い合わせ先] 健康福祉部こども局こども政策課 (078) 362-4182